

令和8年度 徳島県奨学のための給付金 ～家計急変～

○ 制度の概要

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低中所得世帯に対して「奨学のための給付金」を支給します（返還は不要です。）。

「徳島県奨学のための給付金（家計急変）」は、傷病や災害などにより、家計が急変し、保護者等の収入が減少した世帯が対象です。

※ 生活保護(生業扶助)受給世帯の方や住民税所得割額が非課税の世帯の方は、通常申請でお申込みください。

○ 対象となる方

- ・保護者等が徳島県内に住所を有していること（いずれかが海外に居住する場合は除く）。
- ・高等学校等就学支援金の支給対象である高等学校等に在学している高校生等がいること。
- ・原則令和8年1月1日以降に、保護者等の死亡、傷病、失業・廃業、あるいは災害等により、家計が急変し、保護者等の収入が「道府県住民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満の世帯」相当に減少したと認められる世帯であること。

○ 提出書類

- ・徳島県奨学のための給付金受給申請書（家計急変）
- ・在学証明書
- ・家計急変の届出（第1号様式別紙）
- ・家計急変の発生事由を証明する書類（住民票の除票、診断書、離職票、開廃業等届出、罹災証明書※等）
- ・家計急変前の収入を証明する書類（個人番号カード(写)等貼付台紙、令和8年度の課税証明書等）
- ・家計急変後の収入を証明する書類（会社作成の給与見込、直近の給与明細書、税理士作成証明書類等）
- ・振込口座届(第10号様式)

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合
・制服の購入が必要であることを証明する書類等（第9号様式）

○ 申請時期

- ・令和8年7月～12月
令和9年1月以降に家計急変した場合は、急ぎ御相談ください。

○ 申請方法・提出先

- ・徳島県内の学校に在学している場合
 - ・在学している学校へお問合せの上、申請書類を受け取ってください。
提出先は、在学している学校です。
- ・徳島県外の学校に在学している場合
 - ・県ホームページにアクセスするか、徳島県までお問合せの上、申請書類を受け取ってください。
提出先は、徳島県（公立：教育委員会生涯学習課、私立：こども未来政策課）です。

・申請、支給は年1回です。
・返還は不要です。
・生活保護受給世帯及び
住民税所得割額が非課税世帯の方は、
家計急変の対象外です。通常申請で
申請してください。

○ 支給額等

世帯の状況		支給額	
		国公立	私立
住民税所得割額 非課税世帯相当	全日制 定時制	143,700 円	152,000 円
	通信制	50,500 円	52,100 円
住民税所得割額 105,500円未満の 世帯相当	全日制 定時制	47,900 円	50,670 円
	通信制	16,830 円	17,370 円
住民税所得割額 182,500円未満の 世帯相当	全日制 定時制	35,930 円	38,000 円
	通信制	12,630 円	13,030 円

- ・着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、次の金額を加算することができます。

世帯の状況	支給額	
	国公立	私立
住民税所得割額 非課税世帯相当	64,800 円	81,000 円
住民税所得割額 105,500円未満の世帯相当	21,600 円	27,000 円
住民税所得割額 182,500円未満の世帯相当	16,200 円	20,250 円

- ・支給額は7月1日までに家計急変した場合のものです。7月2日以降の場合は、家計急変の翌月以降の月数に応じて算定しますので、表のものとは異なります。
- ・申請のあった振込先口座に審査が終了次第順次振り込みます。学校に受領を委任した場合は、学校へ振り込みます。

お問合せ先

- 在学する学校（徳島県内に限る）
- 徳島県 住所：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
- ・ 国公立：教育委員会 生涯学習課
TEL: 088-621-3132 FAX: 088-621-2884
MAIL: syougaiakusyuka@pref.tokushima.lg.jp
- ・ 私立：こども未来部 こども未来政策課
TEL: 088-621-2026 FAX: 088-621-2843
MAIL: kodomiraiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp